

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 4年 7月27日	第162号
	名古屋市 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目	次	ページ
<b>条 例</b>		
○ 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用 自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例	(総務・総務課) (第38号)	5
○ 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例	(財政・税制課) (第39号)	7
<b>規 則</b>		
○ 名古屋国際会議場条例施行細則の一部を改正する規則	(観光・MICE推進室) (第85号)	10
<b>告 示</b>		
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第447号)	11
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第448号)	13
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第449号)	18
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の辞退	(健福・保護課) (第450号)	21
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第451号)	23
○ 告示の訂正について	(環境・地域環境対策課) (第452号)	25
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第453号)	28
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取	(住都・建築指導課) (第454号)	29
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定	(財政・税制課) (第455号)	31
○ 建築協定の認可	(住都・建築指導課) (第456号)	32
<b>上下水道局管理規程</b>		
○ 名古屋市上下水道局被服貸与規程の一部改正	(第24号)	33

## 公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の 公告	(経済・地域商業課)	36
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	37
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	39
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	41
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	43

---

## 条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例（第38号）

### 1 改正内容

- (1) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げます。（第1条関係）
- (2) 同令の一部改正に伴い、名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げます。（第2条関係）
- (3) 同令の一部改正に伴い、名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げます。（第3条関係）

### 2 施行期日

- (1) 公布の日から施行します。
- (2) この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとします。

- 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（第39号）

### 1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、規定の整理等を行います。

#### (1) 個人の市民税

個人の市民税における合計所得金額に係る規定の整備が行われたことに伴い、規定の整理を行います。（名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」といいます。）第19条、第20条、第20条の2及び第20条の3関係並びに名古屋市市税条例の一部を改正する条例（令和3年名古屋市条例第57号。以下「改正条例」といいます。）第

1 条関係)

(2) 固定資産税

条例で定めることとされている固定資産税の特例の割合に関する規定の整備を行います。(市税条例附則第14条の 6関係)

2 施行期日

(1) 公布の日から施行します。(市税条例附則第14条の 6関係)

(2) 令和 5年 1月 1日から施行します。(市税条例第20条の 2及び第20条の 3関係並びに改正条例第 1条関係)

(3) 令和 6年 1月 1日から施行します。(市税条例第19条及び第20条関係)

---

## 規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋国際会議場条例施行細則の一部を改正する規則(第85号)

1 改正内容

名古屋国際会議場条例の改正に伴い、規定の整備を行います。(第13条及び第15条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 名古屋市条例第38号

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年名古屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年名古屋市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「375,500円と5円2銭」を「386,500円と5円18銭」に改める。

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「262,530円と27円50銭」を「270,655円と28円35銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月22日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 名古屋市条例第39号

##### 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第20条第2項中「附記された事項」を「付記された事項(規則で定める事項を除く。)」に改める。

第20条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第20条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、

同条第1項中「有する者で」の次に「あって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第328条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加える。

附則第14条の6第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

（名古屋市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 名古屋市市税条例の一部を改正する条例（令和3年名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、名古屋市市税条例第20条の3第1項の改正規定中「第20条の3第1項中」の次に「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢16歳未満の者」を「有する者」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中名古屋市市税条例附則第14条の6第2項の改正規定及び附則第4項の規定 公布の日

(2) 第1条中名古屋市市税条例第19条第1項第1号及び第20条第2項の改正規定並びに附則第3項の規定 令和6年1月1日

（個人の市民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下「新条例」という。）第20条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第20条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1

条の規定による改正前の名古屋市市税条例第20条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例第19条第1項第1号及び第20条第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項第5号に規定する除害施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

名古屋国際会議場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第85号

名古屋国際会議場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋国際会議場条例施行細則（平成2年名古屋市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第12条第1項」の次に「本文」を加える。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、条例第12条第1項ただし書の規定により指定管理者を選定する場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 447号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特  
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、  
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による  
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
ヘルパーステーション鶴 の会	名古屋市緑区鎌倉台二丁目1901番地 の 2	令和 4年 6月 5日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
たかはし歯科	名古屋市北区上飯田北町 2丁目58番 地	令和 4年 5月 1日
マリン薬局大磯通店	名古屋市南区城下町 2丁目36番地の 3	令和 4年 2月17日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
クリエイト薬局名古屋瀬古東店	名古屋市守山区瀬古東三丁目1161番地	令和 4年 6月 1日

4 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
介護付き有料老人ホーム こころ十一屋	名古屋市港区十一屋二丁目 415番地	令和 4年 7月 1日

5 地域密着型特定施設入居者生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
介護付有料老人ホームのぞみ	名古屋市中村区城屋敷町 3丁目41番地	令和 4年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 448号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称		有限会社太陽福祉事業
介護事業者の所在地		愛知県春日井市押沢台三丁目 2番地の 6
介護事業所の名称		訪問介護太助
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区新西一丁目 1番33号
	新	名古屋市守山区笹ヶ根一丁目1621番地
変更年月日		令和 4年 5月 1日

介護事業者の名称		有限会社エムケイサービス
介護事業者の所在地	旧	名古屋市北区中味鉢三丁目 107番地
	新	名古屋市北区西味鉢五丁目 606番地の 2
介護事業所の名称		アイアイケアサポート

介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区中味鉦三丁目 107番地
	新	名古屋市北区西味鉦五丁目 606番地の 2
変更年月日	令和 4年 6月 1日	

介護事業者の名称	株式会社あかり	
介護事業者の所在地	名古屋市守山区大永寺町 278番地	
介護事業所の名称	ヘルパーステーションあかり	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区鳥神町 180番地
	新	名古屋市守山区大永寺町 278番地
変更年月日	令和 4年 3月 1日	

## 2 通所介護

介護事業者の名称	株式会社みなか	
介護事業者の所在地	名古屋市緑区姥子山三丁目 901番地	
介護事業所の名称	旧	延長デイサービスみなか
	新	体操デイサービスみなか
介護事業所の所在地	名古屋市緑区尾崎山二丁目 111番地	
変更年月日	平成30年 9月 1日	

## 3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称	株式会社メドイット	
介護事業者の所在地	旧	愛知県知多郡東浦町大字生路字門田 101番地
	新	名古屋市瑞穂区彌富通 5丁目56番地
介護事業所の名称	福祉用具の福助	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区中根町 3丁目88番地
	新	名古屋市瑞穂区彌富通 5丁目56番地
変更年月日	令和 4年 6月 1日	

#### 4 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	有限会社太陽福祉事業	
介護事業者の所在地	愛知県春日井市押沢台三丁目 2番地の 6	
介護事業所の名称	指定居宅介護支援事業所太助	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区新西一丁目 1番33号
	新	名古屋市守山区笹ヶ根一丁目1621番地
変更年月日	令和 4年 5月 1日	

#### 5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	株式会社メドイット	
介護事業者の所在地	旧	愛知県知多郡東浦町大字生路字門田 101番地
	新	名古屋市瑞穂区彌富通 5丁目56番地
介護事業所の名称	福祉用具の福助	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区中根町 3丁目88番地
	新	名古屋市瑞穂区彌富通 5丁目56番地
変更年月日	令和 4年 6月 1日	

#### 6 地域密着型通所介護

介護事業者の名称	株式会社ちくたく亭	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地	
介護事業所の名称	半日クラブもくもくワクワク	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区鳥居通 4丁目16番地
	新	名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
変更年月日	令和 4年 4月 3日	

#### 7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	有限会社太陽福祉事業	
介護事業者の所在地	愛知県春日井市押沢台三丁目 2番地の 6	

介護事業所の名称		訪問介護太助
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区新西一丁目 1番33号
	新	名古屋市守山区笹ヶ根一丁目1621番地
変更年月日		令和 4年 5月 1日

介護事業者の名称		有限会社エムケイサービス
介護事業者の所在地	旧	名古屋市北区中味鉢三丁目 107番地
	新	名古屋市北区西味鉢五丁目 606番地の 2
介護事業所の名称		アイアイケアサポート
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区中味鉢三丁目 107番地
	新	名古屋市北区西味鉢五丁目 606番地の 2
変更年月日		令和 4年 6月 1日

介護事業者の名称		株式会社あかり
介護事業者の所在地		名古屋市守山区大永寺町 278番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションあかり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区鳥神町 180番地
	新	名古屋市守山区大永寺町 278番地
変更年月日		令和 4年 3月 1日

#### 8 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称		株式会社ちくたく亭
介護事業者の所在地		名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
介護事業所の名称		半日クラブもくもくワクワク
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区鳥居通 4丁目16番地
	新	名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
変更年月日		令和 4年 4月 3日

介護事業者の名称	株式会社みなか	
介護事業者の所在地	名古屋市緑区姥子山三丁目 901番地	
介護事業所の名称	旧	延長デイサービスみなか
	新	体操デイサービスみなか
介護事業所の所在地	名古屋市緑区尾崎山二丁目 111番地	
変更年月日	平成30年 9月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 449号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
川村歯科医院	名古屋市千種区春岡通 7丁目81番地	令和 4年 6月15日
大塚歯科	名古屋市南区元塩町 2丁目 2番地の 5	令和 4年 5月21日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
川村歯科医院	名古屋市千種区春岡通 7丁目81番地	令和 4年

		6月15日
大塚歯科	名古屋市南区元塩町 2丁目 2番地の 5	令和 4年 5月21日

### 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
川村歯科医院	名古屋市千種区春岡通 7丁目81番地	令和 4年 6月15日
大塚歯科	名古屋市南区元塩町 2丁目 2番地の 5	令和 4年 5月21日

### 4 認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
グループホームとまり木 守山	名古屋市守山区翠松園二丁目2101番 地	令和 4年 7月 1日

### 5 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
グループホームとまり木 名東	名古屋市名東区猪子石三丁目 113番 地	令和 4年 7月 1日

### 6 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
ケアプランセンター福祿 寿	名古屋市天白区池場二丁目3103番地	令和 4年 6月 6日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 450号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 4年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月日
歯科サンセール	名古屋市中区錦一丁目10番 9号	令和 4年 7月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月日
歯科サンセール	名古屋市中区錦一丁目10番 9号	令和 4年 7月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
歯科サンセール	名古屋市中区錦一丁目10番 9号	令和 4年 7月 1日
カトウ薬局	名古屋市中川区長良町 3丁目13番地 の 2	令和 4年 7月17日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 451号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 4年 7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
西川 崇 名古屋市中川区野田一丁目 679番地 1
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
吉田 勇雄 名古屋市港区西茶屋三丁目 127番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
名古屋市港区藤高四丁目 2番、畑、524.00平方メートル  
名古屋市港区藤高四丁目 3番、畑、431.00平方メートル
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 賃借権
  - (2) 内容 畑として使用
  - (3) 存続期間 令和 4年 8月 1日から令和 7年 7月31日まで
  - (4) 借賃 100,000円
  - (5) (4)の支払い方法 毎年 6月末日までに口座振替
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積  
309.00平方メートル
  - (2) 農作業従事の状況  
農業従事日数： 310日、農業従事者： 2人

(3) 農機具の保有状況

草刈機： 1、耕うん機： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 452号

告示の訂正について

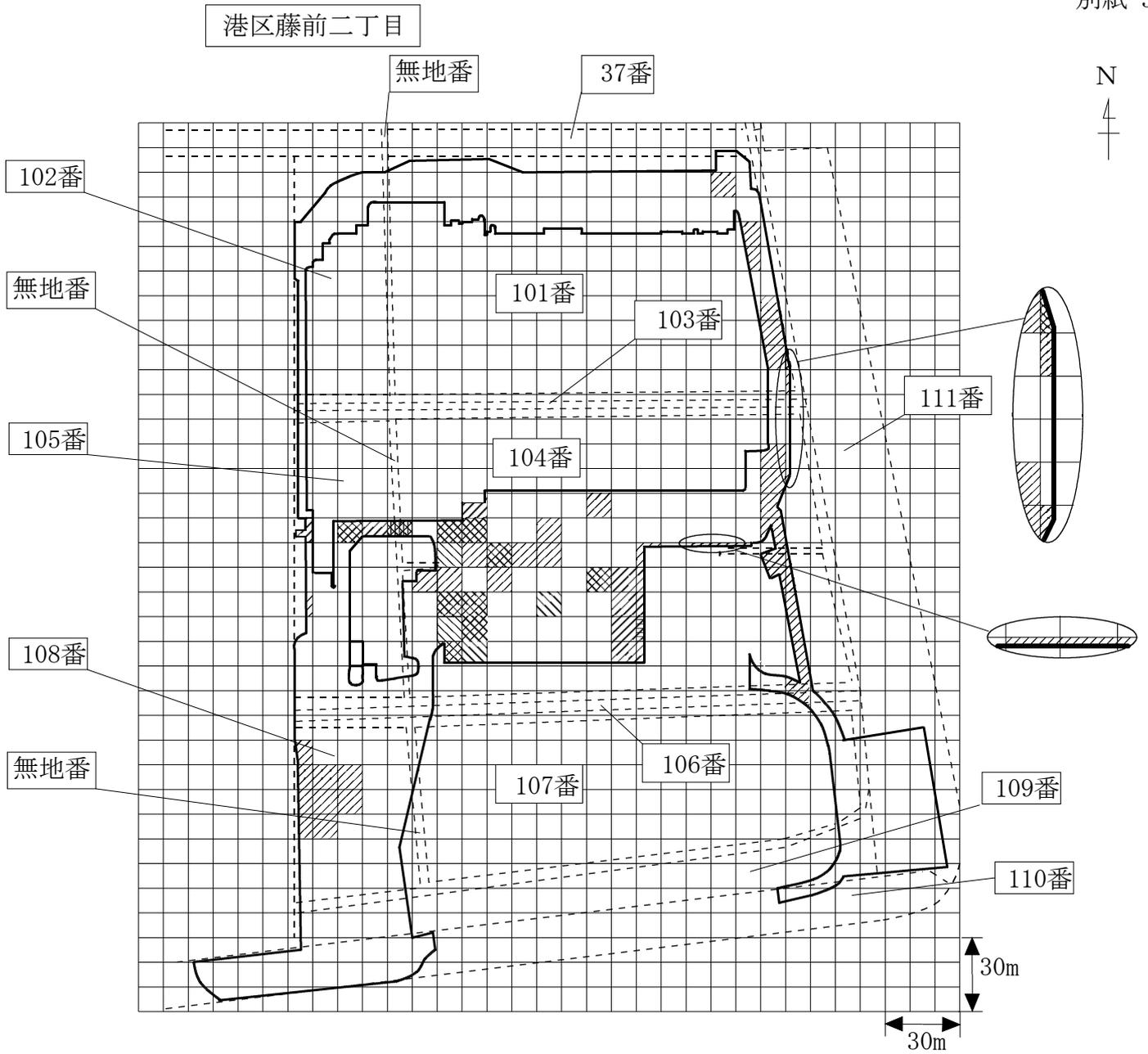
令和 4年名古屋市告示第 340号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 4年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

別紙 3及び別紙 4を次のように訂正します。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



: 調査対象地

--- : 筆の境界



: 形質変更時要届出区域 (水銀及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域 (セレン及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

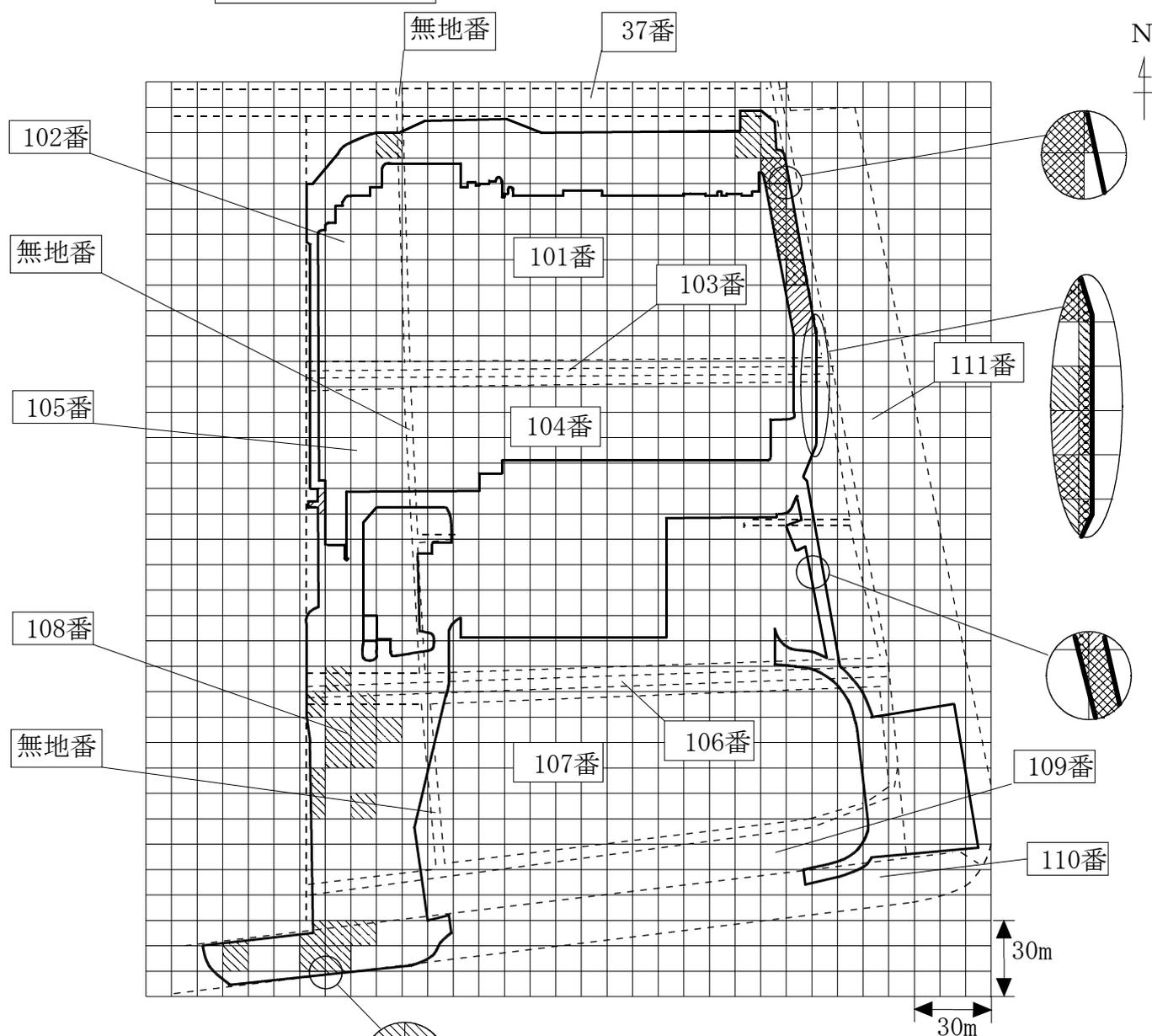


: 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 (土壤含有量基準不適合))

港区藤前二丁目



凡例



: 調査対象地

- - - : 筆の境界



: 形質変更時要届出区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域 (ほう素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))



: 形質変更時要届出区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤含有量基準不適合))

名古屋市告示第 453号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 許可年月日及び許可番号

令和 2年 4月10日 2指令住開指第 7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鳴海町字大清水69番51、69番52、69番53、69番54、69番 164、69番 165、69番 166及び69番1368、鳴海町字水広下14番 1、15番 1、15番 2、15番 3、15番 4、16番及び17番 1並びに水広二丁目 327番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市天白区原四丁目1107番地

株式会社マミヤ

代表取締役 間宮陸海

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第454号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和4年7月22日

名古屋市長 河村 たかし

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビル  
三菱地所株式会社 執行役社長 吉田 淳一

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市中区錦三丁目2501番1、2501番2、2514番  
4,866.40平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別	増築
主要用途	事務所、ホテル、映画館、店舗
構造	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造
建築面積	4,620.07平方メートル
延べ面積	109,694.20平方メートル
最高の高さ	211.70メートル

2 意見の聴取の事項

商業地域内における危険物の貯蔵量が制限を超える増築について

3 日時

令和4年8月5日（金） 午前10時00分

4 場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西庁舎12階 西12A会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 455 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和4年7月22日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
特定非営利活動法人 NPO法人あいち惟 の森	名古屋市緑区鳴海町大 清水69番1116	令和4年2月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

## 名古屋市告示第 456 号

### 建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定により告示するとともに、同条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 22 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定の名称

小井堀町地域建築協定

2 建築協定区域

名古屋市名東区小井堀町 808 番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市上下水道局管理規程第24号

名古屋市上下水道局被服貸与規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月22日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

別表第1中

「 括弧書きは、総務部人材育成推進室（以下「人材育成推進室」という。）、技術本部建設部工務課（設計第三係に限る。）、同部施設課、技術本部施設部施設整備課（以下「施設整備課」という。）又は水処理事務所に勤務する者に適用する。 」	「 括弧書きは、総務部人材育成推進室（以下「人材育成推進室」という。）、技術本部建設部工務課（設計第三係に限る。）、同部施設課（以下「施設課」という。）、技術本部施設部施設整備課（以下「施設整備課」という。）又は水処理事務所に勤務する者に適用する。 」	に、
「 括弧書きは、技術本部計画部の課（同部技術管理課（土木基準係及び施設基準係に限る。）及び同部技術開発室を除く。以下同じ。）に勤務する者に適用する。 」	「 括弧書きは、技術本部計画部の課（同部技術管理課（以下「技術管理課」という。）（土木基準係及び施設基準係に限る。）及び同部技術開発室（以下「技術開発室」という。）を除く。以下同じ。） 」	に、

」に勤務する者に適用する。

「

スニーカー 一型安全 靴	1				現場監督及びその補助作業に従事する者並びに水質試験に従事する者に限る。
--------------------	---	--	--	--	-------------------------------------

」

を

「

スニーカー 一型安全 靴	1				総務部契約監理課、技術管理課、技術開発室、施設課又は技術本部施設部の課若しくは公所に勤務する者（現場監督及びその補助作業に従事する者並びに水質試験に従事する者に限る。）に限る。
--------------------	---	--	--	--	--

」

に、

「

スニーカー 一型安全 靴	1				現場作業に従事する者に限る。
--------------------	---	--	--	--	----------------

」

を

「

スニーカー	1				施設整備課、浄水場
-------	---	--	--	--	-----------

」

一型安全 靴					又は水処理事務所に 勤務する者（現場作 業に従事する者に限 る。）に限る。
-----------	--	--	--	--	--

」

に改める。

#### 附 則

この規程は、発布の日から施行する。

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和4年7月21日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ本郷店  
名古屋市名東区本郷二丁目 131番地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,713平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和元年6月30日
- 5 廃止する理由  
店舗閉店のため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年7月21日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

覚王山フランチ

名古屋市千種区丘上町一丁目39番地

### 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
中日本興業(株)	代表取締役 服部 清純	名古屋市中 村区名駅四 丁目8番12 号	変更なし	代表取締役 服部 徹	名古屋市中 村区名駅四 丁目5番28 号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市中 村区岩塚三 丁目15番31 号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝1番 地の1

### 3 変更の日

(1) 設置者の代表者については、平成22年 4月 1日、住所については、平成29年 9月 1日

(2) 小売業者については、令和 4年 2月 1日

#### 4 変更する理由

(1) 設置者については、代表者及び住所変更のため

(2) 小売業者については、住所変更のため

#### 5 届出の日

令和 4年 6月30日

#### 6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

#### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月21日から同年11月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

#### 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月21日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年7月21日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミュキモール

名古屋市西区庄内通 1丁目40番地

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	令和4年2月1日
2	㈱ペグ	代表取締役 常川 健志	名古屋市中村区井深町10番28号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区錦二丁目11番5号	令和3年5月12日

### 3 変更の日

2で既述

### 4 変更する理由

住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月21日から同年11月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月21日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年7月21日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ松原店

名古屋市中区松原二丁目2106番地

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更年月日
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	令和4年2月1日

### 3 変更の日

2で既述

### 4 変更する理由

住所変更のため

### 5 届出の日

令和 4年 6月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月21日から同年11月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月21日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年7月21日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

レクサス星が丘

名古屋市千種区星が丘元町15番7号

### 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
ネットヨタ東名古屋(株)	代表取締役 山口 茂樹	名古屋市中区葵一丁目 27番29号	トヨタモビリティ東名古屋(株)	変更なし	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
ネットヨタ東名古屋(株)	代表取締役 山口 茂樹	名古屋市中区葵一丁目 27番29号	トヨタモビリティ東名古屋(株)	変更なし	変更なし

### 3 変更の日

令和3年4月1日

4 変更する理由

名称変更のため

5 届出の日

令和 4年 6月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 7月21日から同年11月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年11月21日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課